

平成15年5月20日

各位

アイコム株式会社
(コード番号 6820 東証・大証一部)
問合せ先 常務取締役経理部長 福井 勉
電話番号 (06)6793-5301

ストックオプション(新株予約権)に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会におきまして、商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づいて、ストックオプションとして新株予約権を下記のとおり発行することの承認を求める議案を、平成15年6月26日開催予定の当社第39期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社グループの業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を一層高めることを目的とし、当社取締役及び従業員並びに当社国内子会社の取締役及び従業員に対し、又、その職務に対する意欲を高めることを目的として当社監査役に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社取締役、監査役及び従業員並びに当社国内子会社の取締役及び従業員（以下「対象者」という。）

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式400,000株を総株数の上限とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により、新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、当該時点において未行使の新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果1株未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（又は併合）の比率

又、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとする。

(3) 新株予約権の総数

4,000個を上限とする。

（新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株。但し、上記2.(2)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

(4) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(5) 新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額

新株予約権の目的たる株式1株あたりの払込金額は、新株予約権の発行日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。以下同じ。)の平均値に1.03を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。但し、その金額が新株予約権の発行日の前日の終値(取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値とする。)を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権発行日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

又、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて払込金額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、払込金額は適切に調整されるものとする。

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成17年7月1日から平成20年6月30日まで

(7) 新株予約権の行使の条件

対象者は、権利行使時においても当社取締役、監査役又は従業員もしくは当社国内子会社の取締役又は従業員の地位にあることを要する。

新株予約権の相続人による当該新株予約権の行使は認めない。

その他権利行使の条件については、本総会以降に開催される当社取締役会決議により決定し、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(8) 新株予約権の消却事由及び条件

当社は、次の事由が生じたときは、新株予約権を無償で消却することができる。

新株予約権の割当を受けた者が上記2.(7)に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなったとき及び新株予約権を喪失したとき

当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき

当社が完全子会社となる株式交換契約書又は株式移転に関する事項が株主総会で承認されたとき

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。

(10) 細目事項

新株予約権に関する細目事項については、本総会以降に開催される当社取締役会決議により定める。

(注)上記の内容については、平成15年6月26日開催予定の当社第39期定時株主総会において、「株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件といたします。

以上